

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案 （ そ の 2 ）

令 和 5 年 1 2 月

鳥 栖 市

1 2月市議会定例会議案一覧表

議案甲第66号	鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第67号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	5
議案甲第68号	工事請負契約の変更について……………	9
議案甲第69号	鳥栖市監査委員の選任について……………	後送
議案乙第34号	令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊
議案乙第35号	令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）……………	別冊

議案甲第 6 6 号

鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

鳥栖市証明等手数料条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表			別表		
手数料を徴収する事務	単位	金額	手数料を徴収する事務	単位	金額
略			略		
戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	3 5 0 円	戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	3 5 0 円
			戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子 情報処理組織を使用する方法（総務省令で定 めるものに限る。）により請求及び発行を行 う場合並びに同時に当該戸籍電子証明書提 供用識別符号に係る戸籍電子証明書が証明 する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄 本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行 う場合を除く。）	1 件	4 0 0 円
略			略		
			除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子 情報処理組織を使用する方法（総務省令で定 めるものに限る。）により請求及び発行を行 う場合並びに同時に当該除籍電子証明書提 供用識別符号に係る除籍電子証明書が証明 する事項と同一の事項を証明する除かれた 戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の	1 件	7 0 0 円

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	１通	３５０円	<u>請求を行う場合を除く。）</u>		
			届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	１通	３５０円
略			略		
戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。） <u>の書類の閲覧</u>	１件	３５０円	戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）又は第１２０条の６第１項の規定に基づく <u>閲覧</u>	１件	３５０円
略			略		

附 則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和５年１２月１３日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

戸籍法等の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 6 7 号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険税の減額） 第 2 2 条 略 2 略	（国民健康保険税の減額） 第 2 2 条 略 2 略 <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者</u>

均等割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（出産被保険者に係る届出）

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が

世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の鳥栖市国民健康保険条例の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和５年１２月１３日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第68号

工事請負契約の変更について

令和4年8月市議会臨時会において議決された議案甲第21号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更したいので、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

記

2 契約の金額中「1,925,000,000円」を「1,672,583,000円」に変更する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月13日

鳥栖市長 向 門 慶 人